



指針策定の趣旨

- <指針の位置付け>
  - 「秋田県中小企業振興条例(平成26年3月制定)」第17条に基づき中小企業の振興に関する施策の方向性を策定
- <第3期指針の実施期間>
  - 令和4年度～令和7年度 ※「新秋田元気創造プラン」と一体的に推進

新秋田元気創造プラン

選択・集中プロジェクト

賃金水準の向上

カーボンニュートラルへの挑戦

デジタル化の推進

重点戦略 戦略1

産業・雇用

目指す姿

- 1 産業構造の変化に対応した県内産業の競争力の強化
- 2 地域資源を生かした成長産業の発展
- 3 歴史と風土に培われた地域産業の活性化
- 4 産業振興を支える投資の拡大

◎県内中小企業の課題◎

- (1) 「若者の流出」「就業人口の減少」による人材獲得競争の激化
- (2) 経営者の高齢化、後継者不在
- (3) 人口減少に伴う県内マーケットの縮小
- (4) 下請け型の企業が多く、付加価値生産性が低い
- (5) 低い開業率
- (6) 社会経済情勢の変化への対応が急務

基本的施策① 経営基盤の強化

- 経営資源の融合と事業承継の促進
  - 戦略的な企業の統合や多様な形での事業承継を支援し、県内企業の経営基盤を強化
- デジタル技術の活用促進
  - デジタル技術活用によるビジネスモデル変革を支援するとともに、県内企業への展開を促進
- 産学官連携による研究開発の推進と事業化促進
  - 新たな技術やサービスを創出し、事業化、県内企業の付加価値の向上促進
- 地域経済を牽引する県内企業の育成
  - 地域経済の底上げや好循環をもたらすリーディングカンパニー等を創出
- 特色ある小規模企業の振興
  - 個々の企業の実情に沿ったきめ細かな対応により、小規模企業の経営基盤の強化

基本的施策② 新たな市場の開拓等

- 成長分野のサプライチェーン形成に向けたマッチングの促進
  - 様々な手法によるマッチングを支援し、県内企業の成長分野への参入と取引拡大を促進
- 経済成長著しいアジア等との貿易の促進
  - アジア等をターゲットとした県内企業の海外展開を支援し、貿易取引の拡大を促進
- 首都圏等の旺盛なデジタル需要の取り込み
  - 首都圏等からの受注拡大につなげるため、県内ICT企業の競争力強化と人材育成を支援
- 多様な流通チャネルを活用した県産食品の販売の促進
  - 国内外のマーケットニーズを捉えた県産食品の戦略的な販売を促進

基本的施策③ 企業競争力の強化

- 地域経済を牽引する県内企業の育成〔再掲〕
- 産学官連携による研究開発の推進と事業化促進〔再掲〕
- 電動化等に対応した輸送機関連産業の振興
  - 新たなニーズに対応した研究開発を進めるとともに、県内企業の競争力強化を促進
- 新エネルギー関連産業への県内企業の参入促進
  - 部品製造・建設・メンテナンスなど関連産業への県内企業の参入を促進
- 県内産業のDXを担う情報関連産業の強化
  - “デジタル化の地産地消”に向けて、県内企業とのマッチングを支援
- 現場ニーズ等に対応した医療福祉・ヘルスケア関連産業の振興
  - 医療福祉関連産業への参入を促進するとともに、ヘルスケアビジネスの創出・拡大を支援
- 技術力の向上による下請けからの脱却
  - 産業技術センター等による技術支援や試作品開発支援により、自社製品開発力向上を促進
- 事業展開に必要な国際認証取得への支援
  - 国際認証取得に向けた、製品の品質・性能向上やマネジメント体制構築を支援

基本的施策④ 新たな事業の創出

- デジタル技術の活用促進〔再掲〕
- 産学官連携による研究開発の推進と事業化促進〔再掲〕
- 女性や若者等による起業の促進
  - 起業意識醸成から、起業準備・立ち上げ、起業後のフォローアップまで一貫した支援を実施
- 地域課題を解決するソーシャルビジネスの促進
  - 新ビジネスの創出や地域課題の解決に意欲を持つ人の起業を促進
- 新たなニーズ等に対応する商業・サービス業の振興
  - 消費行動の変化に対応した新事業の創出等を支援

基本的施策⑤ 地域の特性に応じた事業活動の促進

- 食品製造業の経営基盤・競争力強化
  - 新商品の開発や製造工程の効率化を促進し、県内食品製造事業者の競争力を強化
- 新たな価値創造による伝統的工芸品等産業の振興
  - 新商品開発や技術・技能の継承を支援するとともに、本県伝統的工芸品の魅力を発信
- 商店街の活性化支援
  - 個店の魅力向上や空き店舗の解消等を支援し、商店街の活性化を促進
- 地域を支える建設産業の振興
  - 建設産業への就業の促進や企業の賃金水準・労働環境の改善を促進
- 社会情勢の変化に対応した環境・リサイクル産業の振興
  - レアメタル等の金属リサイクルを促進し、新たなリサイクルビジネスの創出を支援
- 地域資源を活用したオリジナル商品の開発とブランド化
  - 秋田ならではの素材や技術を生かした商品群の創出と戦略的なブランディングを促進

基本的施策⑥ 人材の育成及び確保

- 若者の県内定着・回帰の促進
  - 秋田暮らしや県内企業の魅力に触れる機会の提供など県内就職に向けた支援を実施
- 首都圏等からの移住の促進
  - 秋田暮らしの魅力のアピールするとともに、多様な移住ニーズに寄り添った受入支援を実施
- 潜在的労働者の就業や離職者・不安定就労者の職種転換支援
  - 離職者等の学び直しを支援し、人材不足業種を始めとした県内企業の人材を確保
- 在職者の学び直しへの支援
  - 職業訓練メニューの拡充やオンラインによる訓練実施など在职者の学び直しを支援
- 出産・育児と両立する女性のキャリア形成への支援
  - 多様で柔軟な働き方の導入を支援し、女性が活躍できる環境づくりを促進



「秋田県中小企業振興条例」  
第17条の規定に基づく指針

「中小企業・小規模企業者の元気をつくる秋田県の指針」  
(略称：あきたの企業元気づくり指針)



秋田県中小企業応援キャラクター  
「がんばっけさん」

秋 田 県



**がんばれ中小企業！**

《秋田県中小企業応援キャラクター がんばっけさん》

平成26年度秋田県中小企業振興委員会の意見を元に、平成27年、秋田公立美術大学の学生を対象に公募を実施。同大学生 荻谷有花さんのデザインを採用しました。

モチーフは秋田県の県花である「ふきのとう（ぼっけ）」。厳しい冬を越え、春一番に咲くふきのとうの力強さで、県内中小企業の力強さを表しています。

# << 目 次 >>

## 第1章 指針策定の趣旨

1 秋田県中小企業振興条例について	1
2 指針の位置付け	1
3 指針の実施期間	1
4 指針に基づく各施策の検証	1

## 第2章 県内中小企業を取り巻く環境

1 時代の潮流	2
2 県内中小企業の課題	3

## 第3章 施策の方向性

(基本的施策1) 経営基盤の強化	7
(基本的施策2) 新たな市場の開拓等	8
(基本的施策3) 企業競争力の強化	9
(基本的施策4) 新たな事業の創出	11
(基本的施策5) 地域の特性に応じた事業活動の促進	12
(基本的施策6) 人材の育成及び確保	14
※小規模企業者への考慮	15

## 第4章 基本的施策の推進

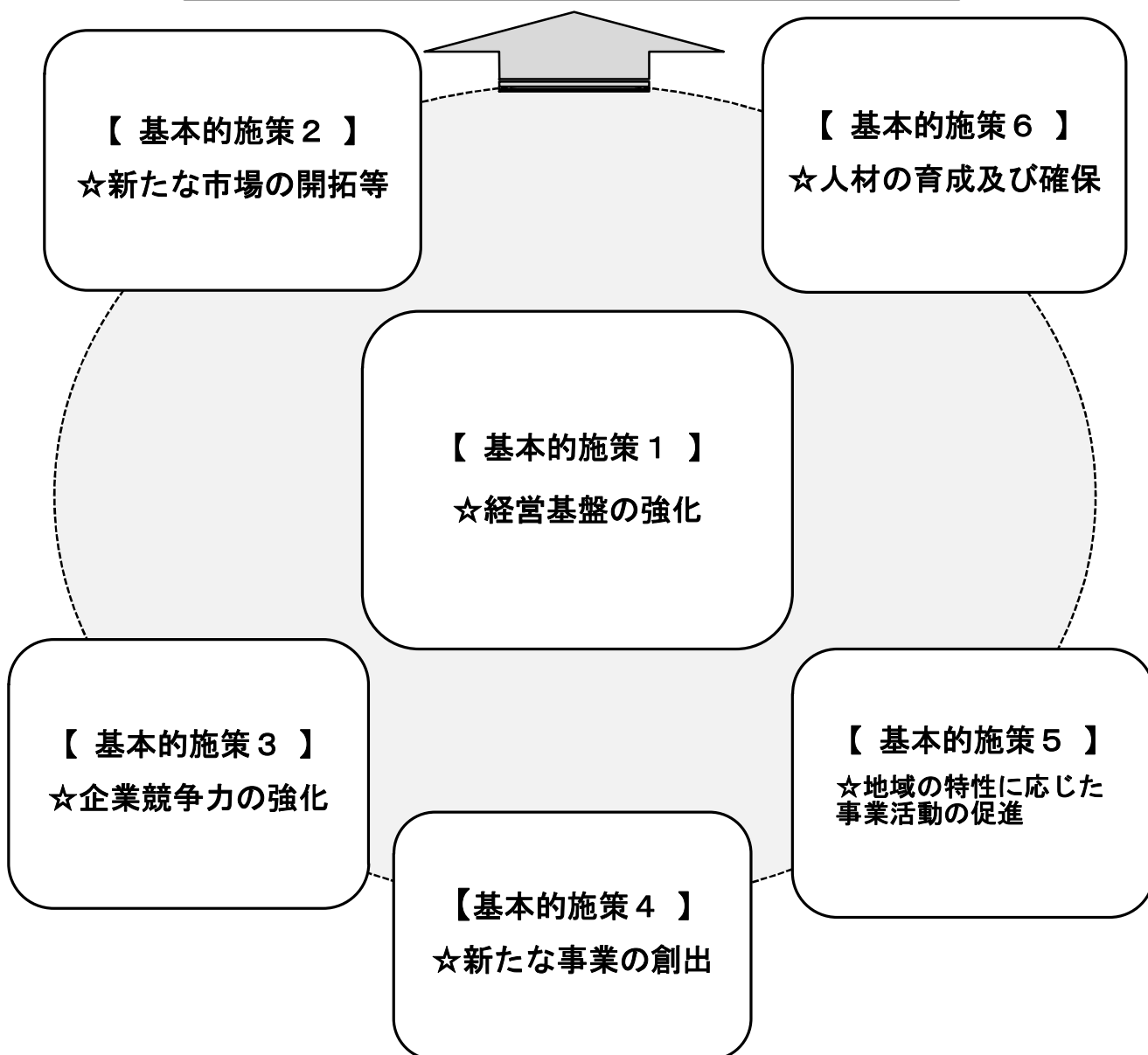
1 条例・指針の県民等への周知・普及	16
2 基本的施策の検証及び推進	16
3 市町村との連携	16
4 各施策の情報提供	16

<資料編>	17
-------	----

【図表 1】

## 秋田県中小企業振興条例に基づく 6つの基本的施策

～中小企業の自立・創造に向けた取組を徹底支援～



# 第1章 指針策定の趣旨

## 1 秋田県中小企業振興条例について

- 中小企業が本県経済の発展や雇用の確保に極めて重要な役割を担っており、その振興が本県経済の活性化に不可欠との観点から、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、本県経済の持続的な発展及び県民生活の向上に寄与するため、「秋田県中小企業振興条例」（平成26年秋田県条例第62号。以下「条例」という。）が平成26年3月に制定されました。
- 条例では、中小企業の振興を県政の重要課題と位置づけ、中小企業者自らの努力を前提に、県民、関係団体、金融機関、大企業者、大学・研究機関、行政等がオール秋田で意欲の高い中小企業を支えていくことを宣言しています。

## 2 指針の位置付け

- 本指針は、条例第17条に基づき、県の中小企業の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、中小企業の振興に関する施策の方向性を定めています。
- また、本指針は「新秋田元気創造プラン」における基本的な考え方や政策推進の基本方向等を踏まえ、同プランと一体的に推進していきます。

## 3 指針の実施期間

- 本指針の実施期間は、「令和4年度から令和7年度までの4年間」とします。

## 4 指針に基づく各施策の検証

- 指針に基づく各施策の実施に当たっては、社会・経済情勢の変化に的確に対応するため、中小企業者等で構成する「秋田県中小企業振興委員会」等の意見を聴きながら毎年度施策の検証を行い、中小企業のニーズに合った施策を推進します。

## 第2章 県内中小企業を取り巻く環境

### 1 時代の潮流

- (1) コロナ禍による人・モノの流れの停滞、格差の拡大
- (2) あらゆる産業や社会生活におけるデジタル化の加速
- (3) 世界的なカーボンニュートラルへのシフト
- (4) 都市集中型から地方分散型社会への転換

- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響は、国外との移動制限、物流の停滞などにより、人々の社会活動や生活に深刻なダメージを与えるとともに、グローバルなサプライチェーンを寸断し企業の生産活動の混乱を招いたほか、世界的な経済社会情勢や価値観に急激な変化を生じさせています。
- また、サービス業を中心に企業業績が悪化する中で、非正規雇用など不安定な立場の労働者が大きな打撃を受け、経済的格差の拡大が顕在化しています。
- 情報通信技術が急速に発展し、諸外国で社会実装が進む中で、オンライン、キャッシュレスなどのデジタル化の取組が本格化し、産業界においても競争力の維持と強化を図るため、デジタル・トランスフォーメーション(DX)を進めていくことが求められています。
- 地球温暖化対策として、カーボンニュートラルへのシフトは世界的な動きとなっており、我が国においても、再生可能エネルギーの活用拡大や、脱炭素に向けた産業構造の転換と技術開発を加速させていくことが急務となっています。
- ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方改革が就労意識に変化をもたらすと同時に、感染症の拡大を契機としたリモートワーク等の新しい働き方の普及や若い世代の地方暮らしへの関心の高まりなどから、地方回帰の動きが強まっています。
- これまでの人・モノ・経済等が過度に大都市に集中する弊害が、今般の感染拡大により顕在化しており、持続可能な社会の構築に向けて、都市集中型社会から地方分散型社会への転換が求められています。
- 県内中小企業が生き残り、発展していくためには、本県の優位性を活かしながら、時代の動きに対応していくことが求められます。



## 2 県内中小企業の課題

- 「1 時代の潮流」で述べたことのほか、従来からある人口減少問題など、中小企業を取り巻く環境は大きく変化しており、次のような課題があります。

### <県内中小企業の課題>

- (1) 「若者の流出」「就業人口の減少」による人材獲得競争の激化
- (2) 経営者の高齢化、後継者不在
- (3) 人口減少に伴う県内マーケットの縮小
- (4) 下請け型の企業が多く、付加価値生産性が低い
- (5) 低い開業率
- (6) 社会経済情勢の変化への対応が急務

【図表 2】 [秋田県] 中小企業数の推移

	中小企業数		大企業数	合計
		うち小規模		
H24	36,304 構成比 【99.9%】	32,087 【88.3%】	30 【0.1%】	36,334
H26	35,098 (△3.3%) 構成比 【99.9%】	30,666 (△4.4%) 【87.3%】	32 (6.6%) 【0.1%】	35,130
H28	33,096 (△5.7%) 構成比 【99.9%】	28,833 (△6.0%) 【87.0%】	30 (△6.3%) 【0.1%】	33,126

出典) 経済センサス

【図表 3】 [秋田県] 社長の平均年齢

	社長平均年齢	備考
秋田県	62.2歳	全国1位
全国	60.1歳	②岩手62.0歳、③青森61.8歳

出典) 帝国データバンク調べ (2021年2月公表)

【図表4】[秋田県] 後継者不在率

	後継者不在率	備考
秋田県	69.9%	全国ワースト7位
全国	61.5%	①鳥取 74.9%、②沖縄 73.3%、③島根 72.4%

出典) 帝国データバンク調べ (2021年11月公表)

【図表5】[秋田県] 開業率の推移

	H29	H30	R1	R2
開業率(%)	2.8	2.6	2.5	2.7

出典) 秋田労働局「雇用保険産業別適用状況」

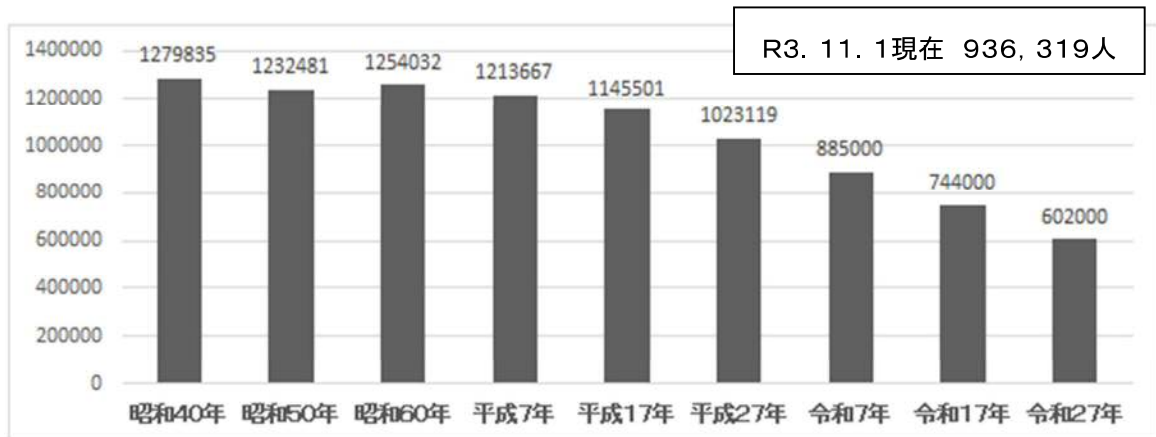
【図表6】[秋田県] 有効求人倍率の推移

	H28	H29	H30	H31	R2	R3.12
秋田県(倍)	1.16	1.35	1.52	1.48	1.29	1.40

出典) 秋田労働局「一般職業紹介状況」

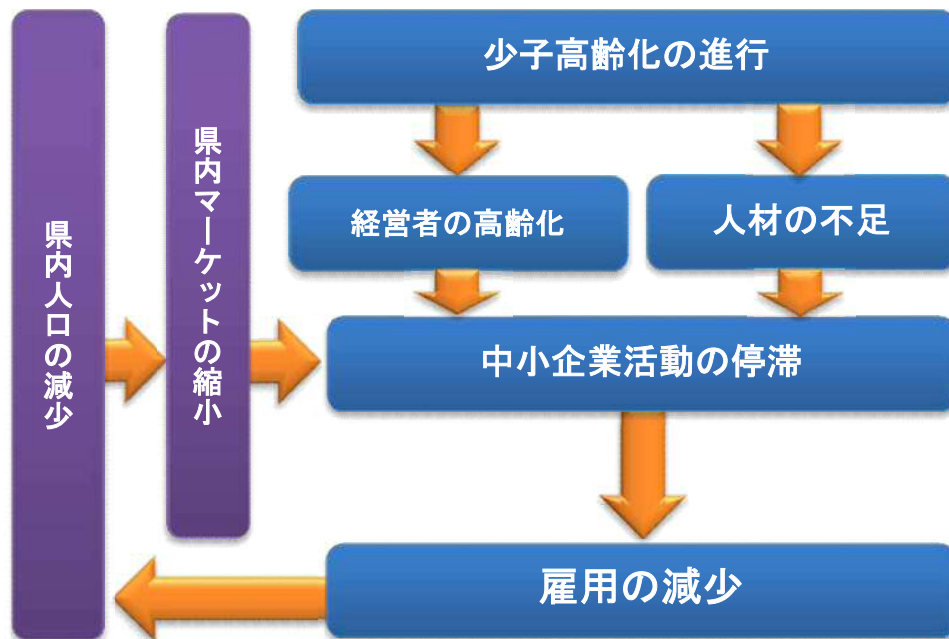


【図表 7】 [秋田県] 人口推移と見通し



出典) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(2018年3月推計)、総務省「国勢調査」、秋田県の人口と世帯(月報)

【図表 8】 人口減少が中小企業に与える影響



### 3 中小企業等の意見

- 指針の見直しのため、中小企業振興委員会で中小企業者等との意見交換を行いました。また、県議会でも御意見をいただきました。

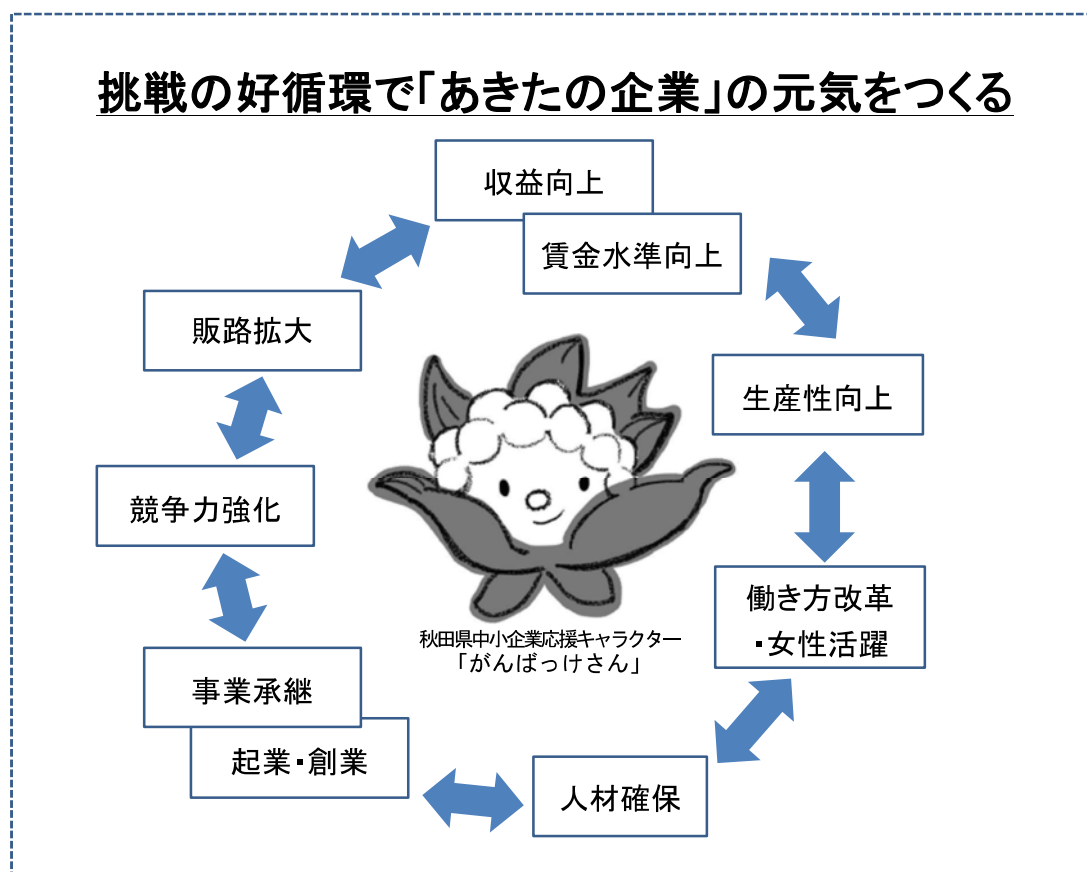
#### 中小企業振興委員会での意見

- 賃金水準向上のためには、利益を上げていく仕組みづくりが必要
- 下請け脱却には、新しい技術の習得が必要であり、意識改革が重要
- 新しい事業開発に県の支援があるとよい
- 洋上風力発電分野に参入するため、ライセンス取得支援があるとよい
- 秋田らしさを発揮して、他県と差別化していかななくてはならない
- 大学と企業で共同開発したものを、事業化できるよう支援してほしい
- 賃金水準向上には、デジタル技術の導入・活用が有効 等

#### 県議会での意見

- 中核的な企業を増やしていかななくてはならない
- 雇用維持や後継者問題など、業界団体とも連携してしっかりやってほしい

【図表9】「あきたの企業元気づくり指針」の推進イメージ



## 第3章 施策の方向性

### 基本的施策1 経営基盤の強化（条例第8条関係）

#### ○施策の方向性

##### ①経営資源の融合と事業承継の推進

新分野進出や事業拡大に向けて行う戦略的な企業の統合や多様な形での事業承継を支援し、県内企業の経営基盤の強化を図ります。

##### 【主な取組】

- (1) 賃金の引上げに取り組む県内企業等を応援する制度の構築
- (2) M&Aなど経営規模の拡大に取り組む県内企業への支援
- (3) 金融機関や商工団体など関係機関との連携による事業承継への支援

##### ②デジタル技術の活用の促進

I o TやA I等のデジタル技術を活用し、ビジネスモデルの変革を進める意欲の高い県内企業を支援するとともに、優良事例を横展開することで幅広い業種に導入の効果を啓発し、デジタル技術を活用する県内企業の裾野を拡大します。

##### 【主な取組】

- (1) D Xの先行事例の創出に向けた企画から実践までの総合的な支援
- (2) 県内企業のデジタルリテラシーの向上に向けた支援
- (3) デジタル技術の普及促進に向けた先進技術の活用に関するセミナーの開催
- (4) デジタル技術の活用による観光関連事業者の経営改善の促進

##### ③産学官連携による研究開発の推進と事業化促進

県内企業、大学、公設試験研究機関等の連携を強化するとともに、新たな技術やサービスの創出を促進し、県内企業の付加価値の向上につなげます。

##### 【主な取組】

- (1) 秋田産学官ネットワークを拠点とした産学官の交流の推進
- (2) 研究機関や大学等有する研究シーズと企業ニーズの戦略的なマッチング
- (3) 付加価値の高い新商品・新サービス開発の核となる研究シーズの開発・育成
- (4) 最新技術に関する産学官における情報共有と県内企業への技術移転の推進
- (5) 産学官連携による未来のものづくり人材の育成と科学の魅力の発信

##### ④地域経済を牽引する県内企業の育成

事業拡大や経営革新に積極的にチャレンジする県内企業を関係機関と一体となって支援し、地域経済の底上げや好循環をもたらす中核的企業を創出します。

##### 【主な取組】

- (1) I o T等を活用した新商品の開発や新たな生産方式の導入の促進
- (2) 新たな販路開拓に取り組む県内企業等への支援
- (3) E S G等の視点から企業価値の向上に取り組む県内企業への支援

※E S G：環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の頭文字による略語。財務情報だけでなく、企業経営のサステナビリティを評価する概念が普及しており、投資判断の重要な要素となっている。

#### ⑤特色ある小規模企業の振興

経営の実情に沿ったきめ細かな対応により、小規模企業の経営基盤の強化を図ります。

##### 【主な取組】

- (1) 小規模企業がステップアップに向けて行う経営革新や事業拡充への支援
- (2) 商工団体等との連携による持続的な経営への支援
- (3) 生産性の向上に向けた協業化など企業間連携の取組への支援

## 基本的施策 2 新たな市場の開拓等（条例第 9 条関係）

### ○施策の方向性

#### ①成長分野等のサプライチェーン形成に向けたマッチングの促進

大規模展示会への出展支援、商談会等の開催、オンラインマッチング支援などにより、成長分野関連企業とのマッチングを支援し、県内企業の成長分野への参入と取引拡大を促進します。

##### 【主な取組】

- (1) 地域サプライチェーンの形成に向けた販路開拓への支援
- (2) 県外企業等と県内企業のオンラインマッチングへの支援
- (3) 展示会への出展等による販路拡大
- (4) S N S等を活用した情報発信の強化

#### ②経済成長著しいアジア等との貿易の促進

経済成長が進むアジア等をターゲットとした海外展開を支援するとともに、秋田港の物流拠点化を推進し、県内企業の貿易取引の拡大を図ります。

##### 【主な取組】

- (1) 海外展開の段階に応じた県内企業への支援
- (2) 県内企業の海外展開を下支えする貿易支援機関への支援
- (3) 経済交流協定等を締結している海外地方政府等との経済交流の推進
- (4) 秋田港を利用する新規荷主の開拓と継続荷主の利用拡大に向けた支援
- (5) 新規航路の開設と既存航路の維持・拡充に向けたポートセールスの推進

### ③首都圏等の旺盛なデジタル需要の取り込み

首都圏等のデジタル需要を取り込み、受託開発等の受注拡大につなげるため、県内 I C T 企業の競争力強化と人材育成を支援します。

#### 【主な取組】

- (1) 産業分野の D X を先導するデジタル牽引企業の創出
- (2) 首都圏企業と県内 I C T 企業とのマッチングへの支援
- (3) 県内 I C T 企業の成長を支える人材の確保・育成への支援

### ④多様な流通チャネルを活用した県産食品の販売の促進

イベント等の様々な機会やアンテナショップ等を活用したプロモーションのほか、オンラインを活用した販路開拓など、国内外のマーケットニーズを捉えた県産食品の戦略的な販売を促進します。

#### 【主な取組】

- (1) 展示会への出展等による販路拡大と S N S 等を活用した情報発信の促進
- (2) 輸出対象国のニーズに対応した商品開発と商談会等の実施への支援
- (3) 輸出事業者の拡大に向けた共同輸送への支援と事業者ネットワークの構築
- (4) ネット取引等の拡大に向けた取組への支援

## 基本的施策 3 企業競争力の強化（条例第 10 条関係）

### ○施策の方向性

#### ①地域経済を牽引する県内企業の育成〔再掲〕

事業拡大や経営革新に積極的にチャレンジする県内企業を関係機関と一体となって支援し、地域経済の底上げや好循環をもたらす中核的企業を創出します。

#### ②産学官連携による研究開発の推進と事業化促進〔再掲〕

県内企業、大学、公設試験研究機関等の連携を強化するとともに、新たな技術やサービスの創出を促進し、県内企業の付加価値の向上につなげます。

#### ③電動化等に対応した輸送機関連産業の振興

産学官が一体となって新たなニーズに対応するための研究開発を進めるとともに、県内企業の競争力を強化し、受注機会の拡大を図ります。

#### 【主な取組】

- (1) 自動車や航空機の電動化等を見据えた研究開発から事業化までのパッケージ型の支援
- (2) 輸送機関連産業を担う中核人材の育成への支援と大学生を対象としたセミナー等の開催

- (3) 産学官連携による航空機システム電動化に関する研究開発の推進
- (4) 小型軽量化を実現する電動化システム技術の拠点形成による産業の創出
- (5) アドバイザーの派遣など県内企業のQCDの向上に向けた支援
- (6) 地域サプライチェーンの形成に向けた熱処理や表面処理等の製造工程の県内製化等への支援

※QCD：品質（Quality）、コスト（Cost）、納期（Delivery）の頭文字による略語。製造業の生産管理において重要視される要素。

#### ④新エネルギー関連産業への県内企業の参入促進

風力、地熱など豊富に賦存する再生可能エネルギーによる発電等の導入拡大を図り、部品製造・建設・メンテナンスなど関連産業への県内企業の参入促進と雇用創出につなげます。

##### 【主な取組】

- (1) アドバイザーの派遣など再生可能エネルギーの導入拡大に向けた支援
- (2) 洋上風力発電等のサプライチェーンへの県内企業の参入に向けた発電事業者とのマッチングと人材育成への支援
- (3) 産学官連携による再生可能エネルギーの多面的な利用への支援

#### ⑤県内産業のDXを担う情報関連産業の強化

県内のデジタル需要に県内ICT企業が対応する“デジタル化の地産地消”の実現に向けて、県内ICT企業の競争力の強化と人材育成を支援します。

##### 【主な取組】

- (1) 産業分野のDXを先導するデジタル牽引企業の創出
- (2) 県内企業のデジタル化に向けた県内ICT企業とのマッチングへの支援
- (3) 県内ICT企業の成長を支える人材の確保・育成への支援

#### ⑥現場ニーズ等に対応した医療福祉・ヘルスケア関連産業の振興

医療福祉関連産業への県内企業の参入を促進するとともに、市場の拡大が見込まれるヘルスケアビジネスの創出・拡大に向けた支援を行います。

##### 【主な取組】

- (1) 医療福祉のニーズやデジタル技術の進展に対応した医療福祉機器等の開発への支援
- (2) 県外の医療福祉機器メーカー等と県内企業のオンラインマッチングへの支援
- (3) 医療福祉・ヘルスケア関連産業を担う専門人材の確保・育成への支援
- (4) 県内外の多様な企業の連携による新たなヘルスケアビジネス創出への支援

#### ⑦技術力向上による下請けからの脱却

産業技術センター等による技術支援や、試作品開発支援により、自社製品開発力向上を促進します。



**【主な取組】**

- (1) 産業技術センター等における技術課題の解決に向けた支援
- (2) 各産業分野における新商品開発への支援

**⑧事業展開に必要な国際認証取得への支援**

成長分野への参入や海外展開に不可欠な国際認証取得に向けた、製品の品質・性能向上やマネジメント体制構築を支援します。

**【主な取組】**

- (1) 国際認証取得にかかる経費の支援

## **基本的施策4 新たな事業の創出（条例第11条関係）**

**○施策の方向性**

**①デジタル技術の活用の促進〔再掲〕**

I o TやA I等のデジタル技術を活用し、ビジネスモデルの変革を進める意欲の高い県内企業を支援するとともに、優良事例を横展開することで幅広い業種に導入の効果を啓発し、デジタル技術を活用する県内企業の裾野を拡大します。

**②産学官連携による研究開発の推進と事業化促進〔再掲〕**

県内企業、大学、公設試験研究機関等の連携を強化するとともに、新たな技術やサービスの創出を促進し、県内企業の付加価値の向上につなげます。

**③女性や若者等による起業の促進**

起業意識の醸成から、起業準備・立ち上げ、起業後のフォローアップに至るまで、女性や若者、潜在的起業家層に対する一貫した支援を行います。

**【主な取組】**

- (1) 女性・若者、潜在的起業家層等の起業意識の醸成と起業準備・事業立ち上げへの伴走型の支援
- (2) 商工団体等と連携した起業支援体制の強化と起業後のフォローアップ

**④地域課題を解決するソーシャルビジネスの促進**

新ビジネスの創出や地域課題の解決に意欲を持つ人が起業しやすい環境づくりを進めます。

**【主な取組】**

- (1) ソーシャルビジネスに取り組む社会起業家等への支援

### ⑤新たなニーズ等に対応する商業・サービス業の振興

消費行動の変化に対応した新事業の創出等への支援を通じて、本県の商業・サービス業の持続的な発展を図ります。

#### 【主な取組】

- (1) 新規性の高い商品・サービスの創出や新分野への進出・業態転換等への支援
- (2) DXの実現に向けて環境整備等に取り組む事業者への支援と先行事例公表等による横展開の促進

## 基本的施策5 地域の特性に応じた事業活動の促進 (条例第12条関係)

### ○施策の方向性

#### ①食品製造業の経営基盤・競争力強化

消費者のライフスタイルの変化に対応して、生産から加工・流通・販売までの付加価値の高いバリューチェーン体制の構築を支援するとともに、新商品の開発や製造工程の効率化を促進し、県内食品製造事業者の競争力の強化を図ります。

#### 【主な取組】

- (1) マーケティングノウハウや製造管理手法等の専門知識を有する事業の中核を担う人材の育成への支援
- (2) 先進技術の導入や加工品の県内内製化に取り組む事業者に対する支援
- (3) マッチング機会の創出による事業者間連携の促進

#### ②新たな価値創造による伝統的工芸品等産業の振興

従来の手法にとらわれない新たな価値の創造や、特色ある技術・技能の次世代への継承を支援するとともに、本県の伝統的工芸品の魅力を幅広い層や地域に訴求します。

#### 【主な取組】

- (1) 観光産業等の異業種と連携した販路開拓の促進
- (2) 産地間連携や異業種とのコラボレーションによる付加価値の高い新商品の開発への支援
- (3) 産地の将来を担う人材の確保・育成への支援
- (4) 伝統的工芸品月間国民会議全国大会秋田大会を契機とした伝統的工芸品の魅力の発信

#### ③商店街の活性化支援

個店の魅力向上や空き店舗の解消等を支援し、商店街の活性化を促進します。

#### 【主な取組】

- (1) 市町村と連携した商店街の魅力の向上や空き店舗の活用等への支援

- (2) 商店街のにぎわいの創出を牽引する人材の育成への支援

#### ④地域を支える建設産業の振興

秋田県建設産業活性化センターを核として、建設産業への就業の促進や企業の賃金水準・労働環境の改善を促進し、魅力ある産業への転換を図ります。

##### 【主な取組】

- (1) 女性技術者や若手技術者等の確保・育成に向けた高校生・大学生等と企業のマッチングへの支援
- (2) 建設産業で働く魅力の発信によるイメージアップの推進
- (3) 経営改善や合併等により経営基盤の強化を図る県内企業への支援
- (4) 効率性や安全性の向上等に向けたICTの活用等の促進

#### ⑤社会情勢の変化に対応した環境・リサイクル産業の振興

需要の拡大が見込まれるレアメタル等の金属リサイクルに向けた県内企業の取組を促進し、新たなリサイクルビジネスの創出を支援します。

##### 【主な取組】

- (1) 金属資源等のリサイクルの促進に向けた研究や設備投資への支援
- (2) 使用済太陽光パネルのリサイクル拠点の形成に向けた支援

#### ⑥地域資源を活用したオリジナル商品の開発とブランド化

秋田ならではの素材や技術等の強みを生かした商品群の創出と戦略的なブランディングを促進します。

##### 【主な取組】

- (1) 地域資源の特徴を生かした新商品開発への支援
- (2) 多様な地域資源の融合などの事業者間連携への支援

## 基本的施策6 人材の育成及び確保（条例第13条関係）

### ○施策の方向性

#### ①若者の県内定着・回帰の促進

若者が秋田暮らしや県内企業の魅力に触れる機会を提供するとともに、県内就職に向けた支援を行います。

##### 【主な取組】

- (1) 中学生や高校生を対象とした県内企業説明会・ガイダンス等の実施
- (2) 職場見学、職場体験・インターンシップ、ボランティア活動の実施
- (3) 就職支援員等による就職・職場定着への支援

- (4) 高卒者の職場定着に向けた関係機関とのネットワークによる支援
- (5) 多様な媒体を活用した大学生等に対する県内就職情報の提供
- (6) オンラインを活用した大学生と県内企業のマッチングへの支援
- (7) 県内就職者に対する奨学金の返還への支援
- (8) 若年女性に対する秋田暮らしに向けた情報の提供や意識の啓発

## ②首都圏等からの移住の促進

首都圏等在住者に対し、秋田暮らしの魅力をアピールするとともに、多様化する移住ニーズに寄り添った受入支援を行います。

### 【主な取組】

- (1) 安全・安心な生活や充実した子育て・教育環境、多様な働き方に関する情報発信
- (2) AIの活用等による相談対応の充実と地方移住関心層等に対するアプローチの強化
- (3) Aターン就職に向けたマッチングへの支援
- (4) 移住世帯に対する快適な居住環境づくりへの支援

## ③潜在的労働者の就業や離職者・不安定就労者の職種転換支援

離職者等の学び直しを支援し、人材不足業種を始めとした県内企業の人材確保を図ります。

### 【主な取組】

- (1) 離職者等の就業に向けたキャリアコンサルティングや学び直しによる職種転換への支援

## ④在職者の学び直しへの支援

職業訓練メニューの拡充やオンラインによる訓練実施など、在職者の学び直しを支援し、労働力の質的向上を図り、県内企業の稼ぐ力を高めます。

### 【主な取組】

- (1) 職業訓練メニューの拡充やオンラインによる訓練実施など、在職者の学び直しへの支援

## ⑤出産・育児と両立する女性のキャリア形成への支援

企業における多様で柔軟な働き方の導入を支援し、女性が活躍し続ける環境づくりを進めます。

### 【主な取組】

- (1) 多様な人材の就業に向けた柔軟な働き方の導入への支援と好事例の普及

## ⑥健康経営の促進

企業が従業員の健康づくりを戦略的に進めることで、人材の確保・育成を促進し、生産性の向上等を支援します。

### 【主な取組】

(1) 企業の人材確保・育成につなげる「健康経営」の普及啓発

## 小規模企業者への考慮（条例第14条関係）

### ①特色ある小規模企業の振興〔再掲〕

経営の実情に沿ったきめ細かな対応により、小規模企業の経営基盤の強化を図ります。

### ②各分野における小規模企業者への支援

食品製造業、伝統的工芸品等産業、商業・サービス業など、小規模企業者が多い産業においては、その特有の課題を踏まえた支援を行います。

## 第4章 基本的施策の推進

- 条例第18条に基づき、中小企業の振興に関する県の施策の実施状況を毎年公表するほか、条例第15条に基づき、「秋田県中小企業振興委員会」や各中小企業者、関係団体、金融機関等との意見交換を踏まえ、各施策の検証を行いながら、より中小企業のニーズに合った施策をオール秋田で推進していきます。

### 1 条例・指針の県民等への周知・普及

- 中小企業の振興のためには、全ての県民等が中小企業の重要性を理解し、その提供する製品・商品やサービスの利用などを通して、中小企業を応援していくことが重要となります。
- 各中小企業に対しても、自主的な経営の改善・向上についての意識啓発や、県の施策についての情報提供などを積極的に行っていく必要があります。
- そのため、中小企業の重要性や条例の基本理念、県民の協力の必要性、県の施策などについて、分かりやすく親しみやすい形で広く情報発信し、条例や指針に関する県民や中小企業等の理解を促進していきます。

### 2 基本的施策の検証及び推進

- 県内の中小企業者や企業支援機関、学識経験者などからなる「秋田県中小企業振興委員会」を開催するとともに、県職員の積極的な企業訪問や、意見交換会の開催などにより、中小企業者や県民などから、実施している各施策について生の声を聴く機会を設けます。
- 商工団体や金融機関等についても、実施している各施策についての意見交換を行う機会を確保します。
- 毎年度、各施策の検証を行うとともに、条例推進のための庁内横断的組織である「中小企業振興条例推進会議」を開催し、「秋田県中小企業振興委員会」や中小企業者、関係団体等の意見などを踏まえながら、オール秋田で、中小企業のニーズに合った施策を推進していきます。
- 「中小企業月間」を設け、イベントの開催などを通して、県民の県内中小企業への理解を深める機会を創出します。

### 3 市町村との連携

- 中小企業の振興に関する県の施策は、各市町村の中小企業振興施策とも密接に関わるため、市町村と情報共有しながら連携を密にし、各地域の特性に応じた積極的な取組を支援します。
- 特に、中小企業の地域の特性に応じた事業活動の促進に当たっては、各市町村と協力し、その特性に応じた振興等を市町村と連携して実施します。

### 4 各施策の情報提供

- 各施策については、中小企業にきめ細かな情報提供を行い、その周知に努めるとともに、利用する中小企業者が分かりやすい資料を提供します。

## ＜資料編＞

「秋田県中小企業振興条例」 秋田県条例第62号（平成26年3月28日公布、同年4月1日施行）

本県の中小企業は、多くの雇用の機会を創出し、本県の経済をけん引する重要な役割を果たしている。また、その事業活動が秋田らしさを表すなど地域社会に果たす役割も大きい。

しかしながら、経済活動の国際化及び情報化の進展による企業間の競争の激化、人口減少及び少子高齢社会の到来による市場規模の縮小などにより、本県の中小企業は、厳しい経営環境に直面している。

このような状況において、中小企業の多様で活力ある成長発展を図るため、私たちは、改めて中小企業の役割と重要性について認識を共有し、中小企業の意欲的で創造的な取組を県全体で支えていく必要がある。

ここに、中小企業の振興について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、このために必要な施策を総合的に推進していくため、この条例を制定する。

### （目的）

第1条 この条例は、中小企業の振興について、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本的な事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって本県の経済の持続的な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であつて、県内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有するものをいう。
- 二 中小企業支援団体 商工会議所、商工会、中小企業団体中央会その他の中小企業に対する支援を行う団体であつて、県内に事務所等を有するものをいう。
- 三 金融機関 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融に関する業務を行う事業者であつて、県内に本店、支店その他の営業所を有するものをいう。
- 四 大企業者 中小企業者以外の会社であつて、県内に事務所等を有するもの（金融機関を除く。）をいう。
- 五 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに研究機関であつて、県内に事務所等を有するものをいう。

### （基本理念）

第3条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 中小企業者の経営の改善及び向上を図るための創意工夫及び自主的な取組が促進されること。
- 二 県、市町村、中小企業者、中小企業支援団体、金融機関、大企業者、大学等、県民その他の中小企業の事業活動と関係がある者が相互に連携し、及び協力して推進されること。

三 本県の地域資源（農林水産物、天然資源、観光資源、技術、人材その他の中小企業の事業活動に活用することができる地域における有用な資源をいう。以下同じ。）の積極的な活用が図られること。

#### **（県の責務）**

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業の振興に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### **（中小企業者の努力）**

第5条 中小企業者は、基本理念にのっとり、経済社会情勢の変化に対応してその事業の成長発展を図るため、自主的にその経営の改善及び向上に努めるものとする。

2 中小企業者は、基本理念にのっとり、地域における雇用の機会の創出及び労働環境の整備に努めるとともに、その事業活動を通じて地域の振興に資するように努めるものとする。

#### **（中小企業支援団体等の役割）**

第6条 中小企業支援団体は、基本理念にのっとり、その事業活動を通じて、中小企業者が経営の改善及び向上を図るために行う取組に対して積極的な支援に努めるものとする。

2 金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業者の資金需要に対する適切な対応並びに経営の改善及び向上への協力を努めるものとする。

3 大企業者は、基本理念にのっとり、その事業活動における中小企業の重要性についての理解を深めるとともに、中小企業者との連携及び協力を努めるものとする。

4 大学等は、基本理念にのっとり、人材の育成に努めるとともに、中小企業者との共同研究、中小企業者の技術の向上を図るための支援、その研究成果の中小企業者への移転その他必要な協力を努めるものとする。

#### **（県民の理解及び協力）**

第7条 県民は、基本理念にのっとり、中小企業の振興が、地域の経済の活性化、雇用の機会の創出及び県民生活の向上に寄与することについての理解を深めるとともに、中小企業の健全な発展に協力するように努めるものとする。

#### **（経営基盤の強化）**

第8条 県は、中小企業の経営基盤の強化を図るため、相談及び支援のための体制の整備並びに資金の供給及び事業の承継の円滑化に必要な施策を講ずるものとする。

#### **（新たな市場の開拓等）**

第9条 県は、中小企業の新たな市場の開拓を図るため、中小企業者の国内外における販路の開拓及び取引の拡大並びに観光その他の地域間の交流の促進に必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、中小企業が供給する物品及び役務に対する需要の増進に資するため、県の工事の発注並びに物品及び役務の調達に当たっては、中小企業者の受注の機会の確保に努めるものとする。

#### **（製品等の価値の増加による競争力の強化）**

第10条 県は、中小企業が供給する製品又は役務の価値を高めることにより中小企業の競争力の強化を図るため、生産性の向上、技術力の強化、設備投資の促進、産学官連携（中小企業者、中小企業支援団体、大学等、県及び市町村が相互に連携を図りながら協力することをいう。）の強化及び企業間の連携の促進に必要な施策を講ずるものとする。

#### **（新たな事業の創出）**



第11条 県は、中小企業の新たな事業の創出の促進を図るため、中小企業の創業の促進並びに中小企業者の事業の多角化及び転換に必要な施策を講ずるものとする。

**(地域の特性に応じた事業活動の促進)**

第12条 県は、地域の特性に応じた中小企業の事業活動の促進を図るため、本県の地域資源を活用した商品の開発、技術の継承及び商店街の活性化に必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、県内で生産された農林水産物を活用した事業活動の促進を図るため、中小企業者が農林漁業者と連携して実施する事業活動の促進に必要な施策を講ずるものとする。

**(人材の育成及び確保)**

第13条 県は、中小企業の事業活動を担う人材の育成を図るため、学校教育における職業及び勤労に関する教育の充実並びに職業能力の開発及び向上に必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、中小企業の事業活動を担う人材の確保を図るため、雇用に関する情報の提供、雇用環境の整備の促進並びに女性及び高齢者の能力の活用の促進に必要な施策を講ずるものとする。

**(小規模企業者への考慮)**

第14条 県は、中小企業の振興に関する施策を講ずるに当たっては、中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であって県内に事務所等を有するものについて、その自主的な取組が促進されるように、必要な考慮を払うものとする。

**(推進体制の整備)**

第15条 県は、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進するため、県、市町村、中小企業者、中小企業支援団体、金融機関、大企業者、大学等、県民その他の中小企業の事業活動と関係がある者が意見を交換し、及び相互に協力することができるようにするための体制の整備について、必要な措置を講ずるものとする。

**(市町村に対する協力)**

第16条 県は、市町村が中小企業の振興に関する施策を策定し、及び実施しようとするときは、情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものとする。

**(指針)**

第17条 知事は、中小企業の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、中小企業の振興に関する指針（以下「指針」という。）を定めなければならない。

2 指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 中小企業の振興に関する施策の方向

二 前号に掲げるもののほか、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

3 知事は、指針を定めようとするときは、あらかじめ、中小企業者及び中小企業支援団体の意見を聴くほか、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、指針を定めたときは、遅延なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、指針の変更について準用する。

**(施策の実施状況の公表)**

第18条 知事は、毎年、中小企業の振興に関する県の施策の実施状況を公表するものとする。

**附 則**

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

**【秋田県中小企業振興条例に関するお問い合わせ先】**

秋田県産業労働部 産業政策課



<http://www.pref.akita.lg.jp/pages/genre/14090>

〒010-8572 秋田市山王3丁目1-1（県庁第2庁舎3階）

TEL : 018-860-2214

FAX : 018-860-3887